2014建設リサイクル技術発表会<広島産業会館> 2014年11月21日(金)

「建設発生土利用技術マニュアル第4版」

の改定のポイント等について



これまでの経緯

1. 建設発生土利用技術マニュアル第1版(建設省技術調査室監修、(財)土木研究センター発行)の発行(平成6年7月1日)

総合技術開発プロジェクト「建設副産物の発生抑制・再生利用技術の開発」(平成4年~平成9年)の一環として、建設汚泥を含んだ発生土、特に低品質な土の利用拡大を目的として、技術的知見をとりまとめた。

2. 建設発生土利用技術マニュアル第2版(建設省技術調査室監修、(財)土木研究センター発行)の発行(平成9年10月1日)

環境省より「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」、「重金属等に係る土壌 汚染調査・対策指針および有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対 策暫定指針」等の改正等が出され、それらをに反映。

3. 建設発生土利用技術マニュアル(第3版)((独)土木研究所編著、(財)土木研究センター発行)の発行(平成16年9月1日)

平成15年4月に国土交通省に設置された「建設発生土等の有効利用に関する検討会(座長:嘉門雅史京都大学教授)」の報告、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」の策定を受けた「発生土利用基準」の見直し(平成16年3月31日通知)を受けた大幅な改定。

今回の改定の主旨

「発生土利用基準」が平成18年8月に改正されたのをはじめ、本文内で引用している、「建設汚泥リサイクル指針」や各種マニュアル類の改訂、および環境省の土壌汚染対策法の改正や建設汚泥に関する通知等の関連マニュアル類等との整合。

◎「発生土利用基準」の改正 (建設汚泥の有効利用)

国土交通省の「建設汚泥再生利用指針検討委員会(委員長: 嘉門雅史京都大学教授)」の報告により「建設汚泥処理土利用 基準」(平成18年6月12日)が策定され、この建設汚泥処理土適 用用途標準と「発生土利用基準」の適用用途標準を整合させる ため、発生土利用基準の適用用途標準に建築物の埋戻し、鉄 道盛土および空港盛土を追加。

改定にあたっては、「発生土利用基準改定検討委員会((委員長:嘉門雅史京都大学大学院教授)」を設置し審議。

その後、建設汚泥処理土利用基準と同時に、「建設汚泥の再生利用に係るガイドライン」も国土交通省から通知され、また、環境省からも「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」等の建設汚泥のリサイクルに関わる通知が相次いで発出。

- ① 「発生土利用基準」の改定(国土交通省通知、平成18年8月 10日)
- →土質区分基準、適用用途標準、コーン指数の測定方法の表の差し替え(建設汚泥の利用にかかる追記)
- ②「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日、国土交通省事務次官通知)が通知され、また、「建設汚泥リサイクル指針」が「建設汚泥再生利用マニュアル」((独)土木研究所、平成20年12月)に改定。
- →建設汚泥の利用に関する記述を「建設汚泥リサイクル指針」 からの引用を「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」から の引用に修正。
- ③「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」(環境省通知、平成18年7月4日)により、制度の運用が変更。
- →不要となった部分を削除。

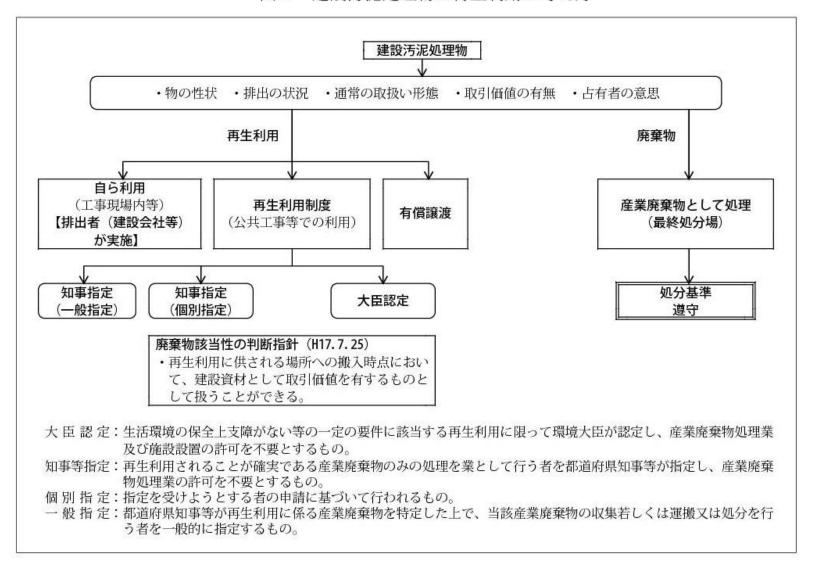
「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」 (環境省通知、平成18年7月4日)

国土交通省が進める建設汚泥リサイクル促進の一環として 『建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等』に対応して、 環境省より『建設汚泥の再生利用指定制度の運用における 考え方について』が通知。

→建設汚泥のリサイクルにおいて課題であった『再生利用指定制度』について、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項についてまとめたもの。

「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」より抜粋

図1 建設汚泥処理物の再生利用の考え方



◎地盤汚染に関連した対応

- ④土壌汚染対策法が改正(平成22年4月)
- 1)「建設工事で 遭遇する地盤汚染対応マニュアル(暫定版)」 ((独)土木研究所、平成23年4月)が改訂
- 2)「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」(平成22年3月、国土交通省)が発刊
- ⑤廃棄物の混入防止

「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」((財) 土木研究センター、平成21年10月)発行

- 土対法改正⇒適用範囲の拡大
- ・第4条に基づく3000m2以上の形質変更時の事前 届出
- 自然由来汚染土も法の対象
- ⇒ ほとんどの建設工事において計画時から土対 法の考慮が必要。さらに建設工事遭遇型の対策も 引き続き必要。以上を包含して、建設工事時の汚 染対応を図る必要がある。

「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」より抜粋

自然由来の重金属等は関連法令、マニュアル等において対応が明確にされていない固結した岩石や海成堆積物に含まれる場合が多く、人為由来による汚染とは異なり地表からの調査ではその性状、分布等が十分に把握できないことが多い。

関連法令、マニュアル等を補完する形で自然由来の重金属等を含有する岩石・土壌に対する技術的対応を包括的に示し、人の健康への影響の防止を図るもの。

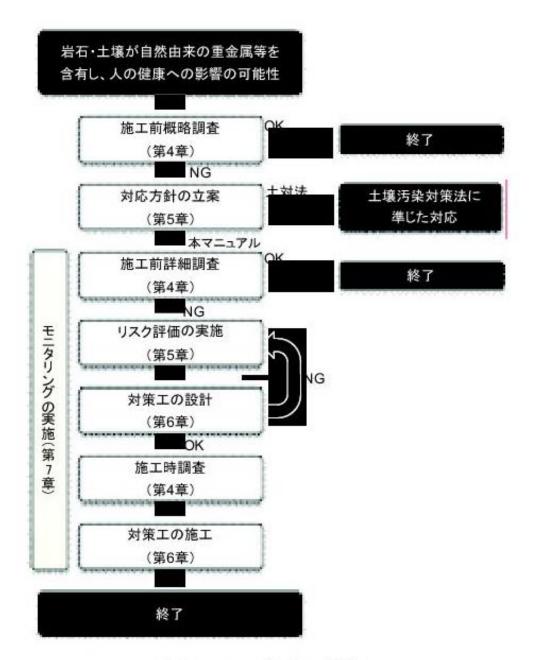
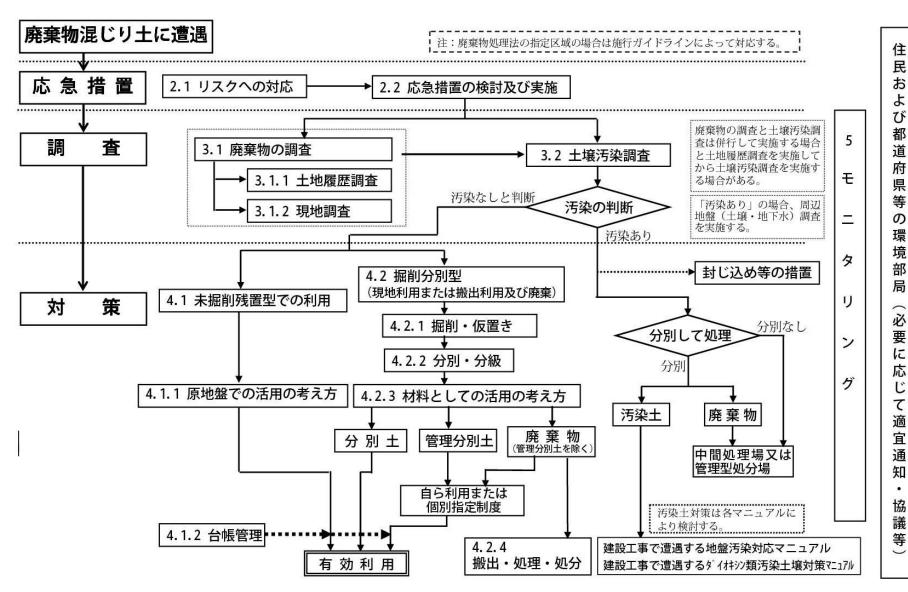


図 3.3.1 対応の流れ

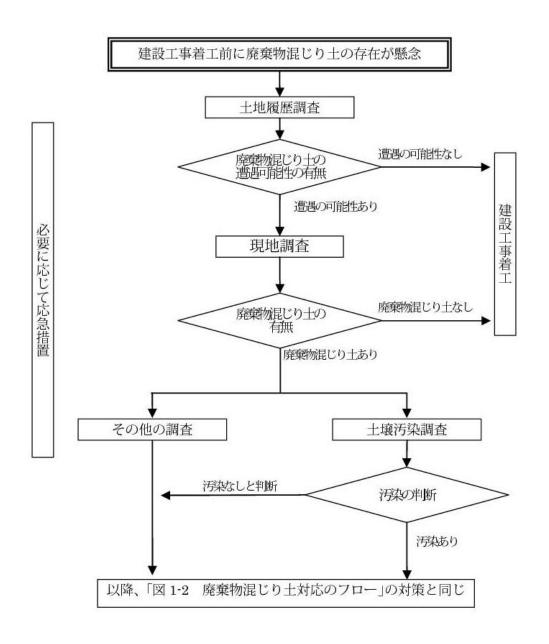
「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」より抜粋



ょ

IE

7



参考図-3.1 建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念される場合の調査フロー

建設発生土等の適正な有効利用をお願いします

ご静聴ありがとうございました